

審査基準等

評価項目		評価基準	審査主体	審査段階	配点
1 業務実施体制	(1) 実績及び人員	本業務を遂行できるだけの経験と実績 【業務実績】	事務局	形式審査	45
		本業務を迅速かつ円滑に遂行するための人員（管理責任者及びスタッフ）の適正配置及び経営状況 【実施体制、経営基盤】			
	(2) 見積金額	適正な見積金額の提示（相対評価） 【業務コスト】			
	(3) 機能要求	人吉市人事評価システム機能要求書に示す機能要件の充足性 【機能要求書】			
2 業務実施方針	(1) 基本方針	地方自治体の人事評価業務及び本委託業務の趣旨を理解した上での適切な基本方針の提示 【理解度】	選定委員会	一次審査	60
	(2) 導入サポート体制	本市からの問合せ等に対する体制、職員に対する操作説明（研修）の実施への協力体制、操作マニュアルの充実 【支援体制、操作説明（研修）、マニュアル】			
	(3) 危機管理	個人情報の管理、情報漏えいや不正アクセス、改ざん対策、人為的な過失等のリスクへの対応策等セキュリティ体制 【保守、障害対応及びバージョンアップ、個人情報の取扱い、セキュリティ体制】			
	(4) 製品デモ	人事評価事務の負担軽減に効果的な機能、分かりやすく、操作しやすいシステム、人吉市人事評価システム機能要求書に基づいた機能充実及び人事評価事務の効率化、迅速化及び正確性の向上に効果がある提案、運用、制度の見直しに柔軟に対応できるシステム 【効率性、操作性、機能性、汎用性】		二次審査	95
	(5) その他	プレゼンテーションの分かりやすさ及び説得力、質疑に対する応答の明快さ、並びに本業務への取組み意欲及び熱意 【プレゼンテーション】			
合計					200

備考

- 1 選定委員会委員による選定審査評価表の平均点数が120点を下回った場合は、選定しないものとする。
- 2 最終的な評価結果の得点が同点の場合は、二次審査の評価点が高い者を選定するものとする。